

青森県報

第四千百三十六号

平成二十八年
四月十五日
(金曜日)

目次

告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………(保健衛生課) ……一

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………(障害福祉課) ……二

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二

基本測量の終了……………(監理課) ……二

公有財産の売却に係る一般競争入札……………(行政経営課) ……二

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三

公営企業……………(病院長局) ……四

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(経営企画室) ……四

告 示

青森県告示第三百二二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の

規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	木村健一クリニック	青森市茶屋町一三の九	平成二七・〇・一
変更後	木村健一糖尿病・内分泌クリニック		

青森県告示第三百二二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十條の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
訪問看護ステーションどんぐり村	十和田市稲生町一三の七	平成二七・三・二六
まちだ訪問看護ステーション	青森市大字羽白字沢田四四の三	二七・五・三
スーパードラッグアサヒ城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の一九	二七・六・三
スーパードラッグアサヒ調剤薬局	弘前市大字土手町一八一の四	"
スーパードラッグアサヒ調剤薬局富田店	弘前市大字富田三丁目六の六	"

スーパードラッグアサヒ調剤薬局板柳店	北津軽郡板柳町大字福野田字常盤五四の一	"
スーパードラッグアサヒ調剤薬局堅田店	弘前市大字宮川一丁目二の二三	二〇・九三〇

青森県告示第百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	平成二六・四・一
変更後	アイセイ薬局是川店		
変更前	こころ薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九	"
変更後	アイセイ薬局東八戸店		
変更前	こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	"
変更後	アイセイ薬局大間店		

青森県告示第百二十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五

の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事務所	所在地	指定年月日
社会福祉法人サポーター虹センター	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一七の一	放課後等デイサービス	サポーター虹センター	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	平成二六・四・一

青森県告示第百二十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（湖沼調査）
- 二 作業期間
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 作業地域
小川原湖

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

所 在 地	地 目	地積(平方メートル)
弘前市大字吉野町四の五、五の一	宅 地	四、三〇四・六一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一 に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課

東京都千代田区丸の内二丁目七の二 東急リパブル株式会社ソリューション事業

本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十八年四月二十六日 午前九時から

平成二十八年四月二十八日 午後五時まで(必着)

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 西棟七階A会議室

4 開札日時

平成二十八年五月十七日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地を確認すること。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生きがい十和田

三 代表者の氏名

山端 政博

四 主たる事務所の所在地

十和田市稲生町一三の七

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や子供をはじめとする地域住民に対して、介護予防・介護・生活支援及び保育等に関する事業を行い、高齢者や要介護者の自立と生きがいのある長寿社会を支援し、もって高齢者や要介護者の保健福祉の向上及び子供の健全育成に寄与すると共に、情報化時代に伴い、社会教育やまちづくりの実践に努めることを目的とする。

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年四月十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院局職員就業規程第三号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に、「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業」を「同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業」に、「相互援助活動」を「同項各号に掲げる援助」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改める。

第三十五条の二中「職員の分限に関する手続及び効果についての条例」を「職員の分限に関する条例」に改める。

第六十四条の見出しを「（営利企業への従事等許可の願出）」に改め、同条中「営利企業等の従事許可を」を「営利企業への従事等に係る許可を」に、「営利企業等の従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に改める。

第二十七号様式中「営利企業等の従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に「営利企業」を「への従事等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭